

GREEN ENERGY NEWS vol.17



いよいよ施行された新エネ利用特措法 (GEN 代表 飯田 哲也)

4月1日に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法)が施行された。前回のニュースターで報告したように、同法を巡る状況は混沌としたままだが、新しい動きを織り交ぜて現状を報告したい。

なお、5月14日には、総会に先立ち、GENが主催する「新エネ利用特措法検証委員会」を立ち上げるので、ぜひ多くのGEN会員のみなさまにご出席頂きたく、よろしくお祈りします。

「新エネ認定電源」の申請状況

新エネ利用特措法の施行に先だって、昨年の12月から始まった新エネ発電設備の認定が急速に進み、この3月末で合計9,600件あまり、180万kWに及び認定が行われている。その内訳から、状況がおぼろげながら見えはじめている。件数が多いのは住宅用の太陽光発電によるもので、これを除けば581件となっている。また、電源の種類ごとの出力合計を見ると、バイオマスが128万キロワットと全体の7割を占め、風力発電が41万kW、水力が10万kW、太陽光が3万5千kWと続く。

この数字から見ると、すでに設置された風力発電はほとんど認定を終えたと見て良い。太陽光は、後述する「同意書」に時間を要し、手続きが遅れていることが分かる。小水力も、1000kW以下という規模であることを考えると、予想外に大きい数字が出ている。バイオマスも、岡山の銘建工業のように比較的クリーンなバイオマス発電がようやく売電の途が開けるなど、新法のプラス効果が発揮されたところがある。その反面、やはりバイオマスの数字が突出して大きいのは、その多くを廃棄物発電や化石燃料との混焼などが占めていることによるものと思われる。

とくに廃棄物発電は、バイオマス成分だけを新エネクレジットの対象とする運用となったことは半歩前進といえるものの、廃棄物発電を推進していることには変わりなく、その環境リスクを考えると、新法によって廃棄物発電を拡大することになれば、環境影響は総じて増大する。やはり、廃棄物発電を石油代替としての「新エネルギー」としてみるのではなく、総合的な環境リスクとして廃棄物発電の是非を評価する視点への切り替えとともに、「新エネルギー」という定義の見直しが必須であろう。

動き始めた電力会社

電力会社の方も、新エネ利用特措法を運用する上で

第1段階となる「電気部分」(新エネクレジットを除く部分)に対する購入メニューがようやく出そろった(別表参照)。従来の余剰電力購入メニューを踏襲したものの、非常に複雑なものになっている。小規模な風力事業などには長期の優遇価格を用意するなど、それなりに配慮した側面もあるが、本質的な問題は置き去りになっている。

第1に、電力会社による「電気部分」の価格決定には、公共性から見て疑問がある。自然エネルギーの普及は、本来、極めて優先度の高い公共政策であり、その普及を大きく左右する「電気部分」の価格は、一私企業である電力会社が一方的に決めるのではなく、やはり公共的なルールとして決定すべきである。また、詳細な前提や計算方法が開示されていないという情報公開と説明責任の問題もある。

第2に、「焚き減らし」という発想の問題である。事前に予見されたとおり、電力会社は、新エネの「電気部分」に対して、「焚き減らし」を基本的な根拠として算出している。このため、電力会社間でも価格水準が異なり、それぞれ季節と時間でも大きく異なっている。電力会社の立場からすれば、「正当なコスト評価」という論理で首尾一貫しているのかもしれない。しかし、自然エネルギーの普及という本来の目的から見れば、電力会社や季節・時間にかかわらず一定であって、しかも高い水準の価格を公共ルールとして決めるべきである。せめて現時点でも、「電気部分」の価格を透明かつ適正な価格水準に決定するガイドラインを定めるべきであろう。

結局、このことは電力会社だけに帰すべき問題ではなく、自然エネルギーの普及がそもそも公共政策として高く位置づけていない政府により大きな責任がある。

北電の「抽選」を巡る悲喜劇

北海道電力は、昨年夏に「25万kW」という風力発電の導入制限を公表し、既設置分との差である10万

一般電気事業者による新エネ利用特措法の下での購入メニュー(円/kW 時)

実施：平成 15 年(2003 年) 4 月 1 日

電力会社	「電気のみ」の価格				電気 + 新エネクレジット
	時間帯区分	夏季平日昼間 (7/1~9/30) (8:00~22:00)	その他季平日 昼間 (8:00~22:00)	その他 時間	
北海道電力	新エネ認定電源	4.3 (12/1-2月末)	3.8	2.5	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 廃棄物(バイオガス含む)は季特別メニュー その他は当面は購入予定なし
	風力	3.3			
東北電力	バイオマス発電	4.9	4.2	1.8	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 大規模風力(>2MW)を上限 10 円/kWh で入札(90MW) 廃棄物は「必要に応じて購入」
	それ以外	3.0 *小規模風力(<2MW)を 5 月に抽選(10MW)			
東京電力	新エネ認定電源	6.9	6.3	3.4	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 非事業用風力は電力量料金と同価格 事業用風力(<2MW)は 11.2 円/kWh で 15 年間 廃棄物は季特別メニュー
中部電力	低圧連系の風力等	3.87			<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 低圧連系風力(<2MW)は、電力量料金と同価格 高圧連系風力(<2MW)は、11.2 円/kWh 大規模風力(>2MW)は個別協議 廃棄物は季特別メニュー
	低圧連系の太陽光	4.96			
	その他「電気」	5.46	4.96	2.81	
北陸電力	新エネ認定電源	3.3	2.9	1.7	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 非事業用風力は電力量料金と同価格 事業用風力(<2MW)は 11.1 円/kWh 大規模風力(>2MW)を上限 10.5 円/kWh で入札(10MW) 廃棄物は季特別メニュー
関西電力	新エネ認定電源	4.1(10:00~17:00)	4.0	2.7	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 非事業用風力は電力量料金と同価格 事業用風力(<2MW)は 10.3 円/kWh 事業用の大規模風力(>2MW)は個別協議 小水力を新設：8 円/kWh(<300kW) 廃棄物は季特別メニュー
中国電力	太陽光	3.8			<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 非事業用風力は電力量料金と同価格 事業用の大規模風力(>2MW)は個別協議 廃棄物は季特別メニュー
	風力	3.3			
	バイオマス発電	4.2	3.8	2.3	
四国電力	太陽光	4.5	4.0		<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 事業用の大規模風力(>2MW)は個別協議 廃棄物は個別協議
	その他「電気」	4.5	4.0	2.0	
九州電力	バイオマス発電	4.2	3.7	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 大規模風力を上限 11.5 円/kWh で入札(70MW) 離島用風力を上限 11.5 円/kWh で入札(600kW) 廃棄物は個別協議
	太陽光, 風力, 水力	3.0			
沖縄電力	新エネ認定電源	3.8			<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は「同意書」の提出により、従来レベル 小規模風力は電力量料金と同価格 事業用の大規模風力は個別協議 廃棄物は個別協議

kW(8万kWは事業用、2万kWは自治体用)を「抽選」で決定するとしていた。その抽選が4月16日に行われ、その結果を巡って「悲喜劇」が生じている。事業用に対するわずかに8万kWという枠に対して、65.1万kWと8倍を超える競争率となった上に、そのほとんどすべてをユーラスエナジー社(以下、ユ社)が独占する結果となった(ユ社が8万kW、他3社で2280kW)。この「異常な結果」を受け、抽選方法そのものに不公平を生む欠陥があったとして、日本風力発電協会は各方面に公式の抗議文を送りつけている。「数多くの応募をしても有利にならない」という北海道電

力の事前説明を信じて、ほとんどの風力発電事業者は1案件しか応募をしていなかったのに対して、大小取り混ぜて14もの案件を応募していたユ社は、14回も「抽選」に参加することができた。これだけでもユ社は不当に優位な条件であり、4位と5位という上位の順位を引き当てている。その上、抽選の後からユ社自ら案件を選ぶことが出来たために、当然のことながら規模の大きい案件から割り振り、わずかに1社がほとんど独占する結果となったのである。その後、北海道電力は、系統容量の不足を理由にユ社の1件の規模を大幅に縮小し、3件を繰り上げ当選させているものの、

この「抽選」を巡る火種は簡単には消えないだろう。

この「抽選」が公正でない問題は論外であり、やり直しを含めた再検討が必要だろうが、そもそも、せっかく事業性の確実な風力発電事業が65万kWもあるにもかかわらず、これを抽選で絞り込むこと自体に、ボタンの掛け間違いがある。地球温暖化も待たなしであり、原子力政策も行き詰まっている中で、風力発電を「抑制」しようという北海道電力と、それを放置してきた政府の問題である。北海道電力が問題とする系統の制約は、技術的および経済負担の問題であり、99年に15万kWの制限を北電が公表した時点で、手を打つべきであったにも関わらず、NEDOの試験研究以外は、事実上、放置されてきたのである。

太陽光発電を巡る「同意書」問題

新エネ利用特措法の施行に先立って、各電力会社から、太陽光発電設備の所有者に対して「同意書」が配られている。内容は、(1)新エネ設備認定を代行すること、および(2)RPSクレジットが電力会社の附属になること、の二点について同意を求めるものである。

これに対して、GENとしては、(1)太陽光発電の既設置者の地位保全、(2)環境保全価値が設置者に帰属することの担保、(3)設置者および市民の立場に立った「同意」条件、(4)十分な説明責任、(5)太陽光発電買取りのルール化、の5点を求め、3月28日付で各電力会社および政府に申し入れをしている。

この問題は、政府が法案の検討過程で環境付加価値の帰属など、重要な点をおざなりにしてきたことのツケとして、象徴的に浮かび上がったものである。今のところ、政府や電力会社からの回答はないものの、この問題についても、5月14日に開始する検証委員会などでも取り上げていきたい。

小水力発電

10万kWを越える認定が行われている小水力発電は、予想以上に大きい数字だという印象を受ける。内訳は不明だが、昨年のGENの調査によれば、公営電気事業

の水力は多くが対象外だったことから、電力会社のダムからの維持放流を利用した小水力発電や、中国地方に多く見られる協同組合などの小水力発電が代表的なものと考えられる。

特に後者は、これまで地元の電力会社を相対交渉として、個別に不透明/不公正な交渉を強いられてきたが、今回の新法によって、認定設備という法的な位置づけが改めて行われたことは、前進といえよう。新エネ間の競争や水利権の問題はあるものの、今後、小水力発電は急速に開発が進む可能性があるのではないかと。

まだ見えない「市場」

新エネ利用特措法も始まり、設備認定や電力会社による購入メニューなど、足場は固まりつつあるが、肝心の「新エネクレジット」の「市場」がまだ見えない。ブローカー(仲介人)として、東京電力系の日本自然エネルギーとナットソースが名乗りを上げているが、まだ取引は整っていないようである。

各電力会社とも、廃棄物発電におけるバイオマス成分の確定に手間取っており、自社の正味の義務量が確定しないことが取引の整わない直接の原因のようだが、それが確定しても、十分な「市場」は期待できない。そもそも目標値が低すぎ、先送りされているために、当面3年間程度は、一般電気事業者は新規に購入する必要がなく、電事連内で「肩代わり」すれば事足りる。しかも、目標値を超えた新エネクレジットを電力会社が購入するインセンティブも組み込まれていない。つまり、市場の流動性がほとんど期待できないだけでなく、需要がほとんどない「市場」であり、明らかに「市場のデザインの失敗」といえよう。

このまま「3年後」を待つ余裕が日本にあるのか。待ったとして、まともに機能する制度に改善しうのか。「3年後の検証」を待つまでもなく、自然エネルギーにとって陰鬱な時代がしばらく続きそうである。

5月14日より「新エネ利用特措法検証委員会」開催

上記、飯田代表の報告で指摘されている通り、新エネ利用特措法の施行に伴い様々な問題が噴出しています。GENでは今年度、新エネ利用特措法の検証を中心に、自然エネルギー促進政策の動きを全体的に論点整理する場として、「新エネ利用特措法検証委員会」を設置し、NGO・事業者・電力会社・国会議員(自然エネルギー促進議員連盟)・省庁などに参加を依頼、四半期に1回程度の頻度で開催したいと考えています。

第1回の委員会は、先日行った太陽光発電同意書に対する申し入れの回答会も兼ね、以下の要領で開催します。会員のみなさまの傍聴をお待ちしております。希望される方は、事務局までお申し込み下さい。(畑)

第1回新エネ利用特措法検証委員会(拡大版)

日時：2003年5月14日(水) 15:00～17:00 GEN総会開催日と同じ日です。

場所：参議院議員会館第4会議室(東京千代田区永田町)

協力：自然エネルギー促進議員連盟

内容：・情報の共有と課題の整理(価格・バイオマス 廃棄物問題・太陽光・系統連系などの点について)
・新エネ利用特措法施行を受けた目下の課題についての各セクターを交えた意見交換(特に太陽光発電同意書問題については、GENが出した申入書への賛同者や自然エネルギー発電メーカーの方なども交えて議論を行いたいと考えています)

2002 年度年次総会開催のお知らせ (同時開催:ヘルマン・シェア氏講演会)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワークでは、2003 年 5 月 14 日午後より、2002 年度年次総会およびヘルマン・シェア氏講演会を開催いたします。

2002 年度は、新エネ利用特措法を巡っての国会での攻防など、当ネットワークにとって大きな動きがありました。新エネ利用特措法は、今年度から施行されたばかりですが、電力会社から個人へ住宅用太陽電池の環境価値の譲渡を求める文書が発行されたり、風力発電を巡って特に大きなポテンシャルを抱える電力会社の対応が十分でなくなるなど、すでに、自然エネルギ

ーの普及に影響し始めています。わたくしどもは、今後とも、最も有効な自然エネルギーの普及促進政策の提言活動を行いながら、国政へのロビーと共に、新エネ利用特措法へのウォッチングを続けていく所存です。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせの上ご参会頂き、今後の「自然エネルギー促進法」推進ネットワークの方向へさまざまなお意見・ご提案をいただけますよう、よろしく願いいたします。(副代表:大林ミカ) 詳細は別紙をご覧ください。

(GEN 関連情報)

市民風車出資説明会開催のご案内

日本初の市民風力発電所「はまかぜちゃん」建設を主導した2つの NPO (「環境エネルギー政策研究所」及び「北海道グリーンファンド」) が中心となり、市民参加型の自然エネルギー事業を全国的に普及させるために本年初頭「自然エネルギー市民ファンド」を設立しました。

このたび青森県西津軽郡鰹ヶ沢町と秋田県南秋田郡天王町において全国で2例目、3例目となる市民風車が始動するにあたり、全国からの出資を募集しております。下記の要領で出資説明会を開催いたします。ご関心のある方はぜひご参加いただけますようお願い申し上げます。

記

日時: 2003 年 5 月 10 日 (土) 14:00 ~ 16:00 (13:30 より受付)

場所: 全水道会館 大会議室 (文京区本郷1-4-1、03 3816 4196、水道橋駅東口徒歩2分)

説明予定者:

鈴木 亨 (「自然エネルギー市民ファンド」代表取締役、「北海道グリーンファンド」事務局長)

三上 亨 (「グリーンエネルギー青森」事務局長)

飯田 哲也 (「自然エネルギー市民基金」代表理事、「環境エネルギー政策研究所」所長)

参加ご希望の方は、お名前、住所、電話番号をご記入の上、FAX または Email でお申し込みください。当ファンドのホームページ上でもお申し込みいただけるようになっております。なお、定員オーバーにつきご参加いただけない場合にのみこちらからご連絡申し上げます。

(Phone: 03-5366-1848, FAX: 03-3358-5359 URL: <http://www.greenfund.jp/> E mail: info@greenfund.jp)

GEN 事務局より会員の皆様へ

2003 年度より会員特典を若干変更させていただきます。

1. GEN メールマガジン「GREENの廃刊」

GEN 設立当初に発信しておりましたメールマガジン「GREEN」は近年事実上廃刊となっておりましたが、正式に廃刊とさせていただきます。引き続き、メーリングリストを通じて GEN の活動の最新情報等をお届けいたします。入会時に参加のご希望をいただかなかった方で参加を希望される方は随時受け付けておりますので、事務局までお知らせください。

また、メールアドレスをお持ちでない方には、緊急のイベント情報などを別途 FAX にてお知らせいたします。FAX での配信を希望される方は、お手数ですが「FAX での情報配信希望」と明記の上、お名前と FAX 番号をご記入の FAX を事務局までお送りください。

2. シンポジウム無料参加と書籍割引販売

これまで参加費をいただいていた GEN 主催のシンポジウム等のイベントは会員の皆様には原則無料でご参加いただけます。また、書籍の販売に関しては2割引でご提供させていただきます。

御質問等ございましたら、事務局までお気軽にお願い致します。ご協力とご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会員期限は会費納入日から1年間です

(会費期限はニュースレターを送付した封筒の宛名の下に記載されています)

(個人会員 4000 円

/ 団体会員・協賛会員 10000 円)

郵便振替 : 口座番号 00140-5-120437

銀行振込 : 三井住友銀行 麹町支店

普通口座 1748767

編集後記 総会のご案内が大変遅くなりました。申し訳ありませんでした。総会出欠のご連絡、ご協力いただけますよう心よりお願い申し上げます。また、2 月に来日キャンセルになってしまったヘルマン・シェア氏のシンポジウムがついに (!) 実現します。是非是非ふるってご参加ください! 皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。(ささもも)

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F
TEL: 03-5366-1186 FAX: 03-3358-5359

Email: gen@jca.apc.orgURL: <http://www.jca.org/~gen/>